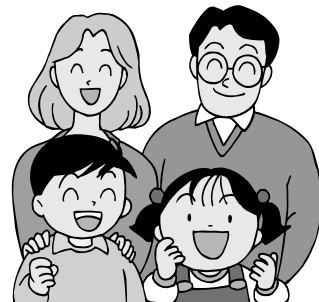


所得税の確定申告と 町県民税の申告が始まります

確定申告期間は、
2月16日(水)から
3月15日(火)まで



平成22年分所得税の確定申告および平成23年度町県民税の申告の時期になりました。

この申告に基づき、平成22年分所得税額と所得が確定し、平成23年度の町県民税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの税額や料金を算定します。

この申告をされないと、国民健康保険税などの減額対象者となる場合に減額措置が受けられなくなったり、所得証明書などの交付を受けることが出来なくなったりしますので、期間内の申告をお願いします。

なお、集落ごとの相談日は、次ページをご覧ください。

申告が必要な方

1. 商業・工業・農業などの事業を営んでいる方
2. 株式の配当・家賃・地代などの収入がある方
3. 土地・建物などの資産を売り、その収入がある方
4. 給与所得のある方で、次に該当する方
 - ①給与の年収が2千万円を超える方
 - ②年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方
(収入金額から必要経費を除いた後の金額)
 - ③年末調整をした内容に変更がある方
(例) 扶養にしていた子の所得が38万円を超えていたなど
 - ④年の途中で退職などにより、年末調整ができていない方
 - ⑤給与を2か所以上から受けている人で、従たる給与の収入金額と②の所得の合計が20万円を超える方
 - ⑥同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の貸付料などを受け取っている方
 - ⑦源泉徴収が行われない給与を受けている方
- ※②、⑤について、所得の合計が20万円以下の場合、所得税の申告は不要ですが、町県民税の申告は必要です。
5. 公的年金所得のみの方で次に該当する方
 - ①生命保険料控除などの所得控除を受けられる方
 - ②公的年金を複数から受取っている方
6. 個人年金の受取がある方
7. 生命保険などの満期返戻金がある方
受取金額から必要経費(支払金額)を差し引いた残りが50万円を超える方が対象となります。
※複数ある場合は合計が50万円を超える方
8. 住宅の取得・増改築などにより住宅借入金等特別控除を新たに受けられる方
9. 収入のない方

※1～9以外の場合でも申告が必要となる場合があります。ご不明な点は、住民課税務室にお問い合わせください。

受付時間

【午前】 7:40～10:00
(申告時間/9:00～12:00)

【午後】 15:00まで
(申告時間/13:30～17:00)

申告受付場所

2月16日～ 2月25日	溝口分庁舎 4階会議室
2月28日～ 3月15日	伯耆町農村環境改善センター 1階(役場本庁舎横)

※溝口分庁舎、伯耆町農村環境改善センターの玄関は、7:40に開けます。

	相談日	集落
溝口地域	2月16日(水)	間地、二部区、森脇、畑池中央、東畑池、池田
	2月17日(木)	福岡区、焼杉、三部一区、三部二区
	2月18日(金)	溝口一、溝口文教区、溝口二、溝口三、溝口四、溝口五、谷川
	2月21日(月)	上の名、須鎌、藤屋、船越、福吉、福島、宮原、白水、根雨原、宇代
	2月22日(火)	中祖、古市、父原、荘一、荘二、荘三
	2月23日(水)	大江、長山、妙見寺、貴住、上野、大平原、金屋谷
	2月24日(木)	岩立、榎水高原、アイノピア、遊久の郷、大内、籠原、栃原、大瀧、大坂、大倉、大原 <small>おおばら</small>
	2月25日(金)	富江、末鎌、福永、添谷 ※午前のみ 午後は申告相談を行いません。
岸本地域	2月28日(月)	林ヶ原、清山、口別所、久古、福原、サン団地
	3月1日(火)	番原、真野、大原、須村 <small>おおばら</small>
	3月2日(水)	丸山、小林、藍野、ペンション
	3月3日(木)	上細見、立岩、木戸口、吉定
	3月4日(金)	岸本、押口、伯耆ニュータウン
	3月7日(月)	駅前、吉長、遠藤、遠藤団地、リパータウン
	3月8日(火)	大寺、こしがが丘
	3月9日(水)	殿河内、田園町、みどり
	3月10日(木)	坂長
	3月11日(金)	スカイタウン大殿、岩屋谷、小野、小町
予備日	2月20日(日)	溝口地域予備日 ※午前のみ 午後は申告相談を行いません。
	3月6日(日)	
	3月14日(月)	全地域予備日
	3月15日(火)	

※集落ごとの相談日に都合のつかない方は、予備日をご利用ください。